がん検診(市町村事業)について

1 老人保健事業におけるがん検診の経緯

年 度	内容
昭和57年度	健康診査に胃・子宮がん検診導入(第1次計画)
昭和62年度	子宮体部・肺・乳がん検診追加(第2次計画)
平成 4年度	大腸がん検診追加(第3次計画)
平成10年度	がん検診、がん関係健康教育にかかる経費等の一般財源化

2 がん検診の概要

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(平成10年3月老人保健 課長通知)に基づき実施されているもの

種類	検 査 項 目	対 象 者
胃がん検診	問診、胃部エックス線検査	40歳以上
子宮がん検診	問診、視診、子宮頚部の細胞診及び 内診(有症状者は、まず医療機関の 受診を勧奨。なお、希望する場合に は子宮頚部の細胞診に引き続き子宮 体部の細胞診を実施。)	20歳以上
肺がん検診	問診、胸部エックス線検査、 喀痰細胞診	40歳以上
乳がん検診	問診、視診、触診、乳房エックス線 検査(マンモグラフィ)	40歳以上
大腸がん検診	問診、便潜血検査	40歳以上

老老発第0401001号 平成17年4月1日

 各
 都 道 府 県

 指 定 都 市

 中 核 市

 保健所設置市(区)

老人保健主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の一部改正について

がん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について (平成10年3月31日老健第64号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知)」におい て、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(以下「がん検診指針」と いう。)をお示ししているところであるが、今般、結核予防法施行令(昭和26年政令第 142号)の一部改正により、結核健診の対象年齢が平成17年度から65歳以上に引き 上げることになること等に伴い、がん検診指針の一部を別添のとおり改正し、平成17年 4月1日から施行することとしたので、貴管内市区町村及び関係団体等に対し、周知方お 願いする。 (参考:改正後全文)

別 添

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 (肺がん検診部分抜粋)

第1 目的

がんは、わが国における総死亡の約3割を占めており、全がん死亡率は現在も増加傾向にある。一方、予防に関する知識の普及や早期発見を通じて、がん予防が期待されるものも少なくないことから、がん予防重点健康教育及びがん検診を実施し、がん死亡を減少させることを目標とする。

第2 がん予防重点健康教育

1 重点課題

がん予防重点健康教育の課題は、次のとおりとする。

- (1) 子宮がん(子宮頚部がん及び子宮体部がんをいう。以下同じ。)予防健康教育
- (2) 肺がん予防健康教育
- (3) 乳がん予防健康教育
- (4) 大腸がん予防健康教育

2 教育内容

がん予防重点健康教育は、概ね次に掲げる事項に関して 行うものとする。

- (1) 子宮がんに関する正しい知識及び活発な性活動と子宮頚部がんの関係の理解 等について
- (2) 肺がんに関する正しい知識及び喫煙と肺がんとの関係の理解等について
- (3) 乳がんに関する正しい知識及び乳がんの自己触診の方法等について
- (4) 大腸がんに関する正しい知識及び食生活等と大腸がんとの関係の理解等について
- 3 その他の事項については、「保健事業実施要領の全部改正について」(平成12年3月31日老健第334号厚生省老人保健福祉局長通知)の別添「保健事業実施要領」の第3健康教育等に準ずるものとする。

4 その他の留意事項

(1) 子宮がん予防健康教育を行う場合にあっては、子宮頚部がんの多くに性感染症であるヒトパピローマウイルスが関与していることを踏まえ、必要に応じ、教育関係者や母子保健担当者とも連携を図る等、その効率的・効果的な実施に配慮すること。

なお、エストロゲン単独投与を受けたことがある者等、子宮体がんのハイリスク者と考えられる者に対しては、子宮体がんに罹患する可能性が高いことを説明した上で、今後不正性器出血等の臨床症状を認めた場合には速やかに専門医療機関を受診するよう指導すること。

- (2) 肺がん予防健康教育を行う場合にあっては、肺がん検診の実施会場において 同時に実施する等、他の事業との連携や対象者の利便に配慮すること。
- (3) 乳がん予防健康教育を行う場合にあっては、わが国での40歳代の女性に罹患率が高い状況を踏まえ、働く女性に対する健康教育を実施する産業保健とも緊密な連携を有した実施体制をとる等、その効率的・効果的な実施に配慮すること。また、30歳代の女性については乳がん検診の対象とはなっていないが、乳がん罹患率が上昇傾向にあることを踏まえ、自己触診の重要性や異常がある場合の専門医療機関への早期受診等の指導を行うこと。
- (4) 大腸がん予防健康教育を行う場合にあっては、大腸がん予防の上で食生活改善等の一次予防と二次予防(検診)とが共に重要な役割を担う点を踏まえ、大腸がん検診と緊密な連携を有した実施体制をとる等、その効率的・効果的な実施に配慮すること。

第3 がん検診

1 総論

- (1) がん検診の種類 がん検診の種類は、次の診査及び当該診査に基づく指導とする。
 - ア 胃がん検診
 - イ 子宮がん検診
 - ウ 肺がん検診
 - エ 乳がん検診
 - オ 大腸がん検診
 - カ 総合がん検診
- (2) 対象者
 - ア 胃がん検診、肺がん検診及び大腸がん検診については、当該市町村の区域内 に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。
 - イ 乳がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の 女性を対象とする。
 - ウ 子宮がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上 の女性を対象とする。
 - エ 総合がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び 50歳の者を対象とする。
- (3) 実施回数

がん検診は、原則として同一人について年1回行うものとする。ただし、乳 がん検診及び子宮がん検診については、原則として同一人について2年に1回 行うものとし、前年度受診しなかった者に対しては、積極的に受診勧奨を行う ものとする。したがって、受診機会は必ず毎年度設けることとし、受診率につ いては以下の算定式により算定するものとする。

受診率=(前年度の受診者数+当該年度の受診者数) /(当該年度の対象者数*) X 1 0 0

*対象者数=年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定

また、総合がん検診を行った者については、胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診は行うことを要しないものとする。

(略)

4 肺がん検診

(1) 目的

肺がんは、わが国のがんによる死亡の1位を占め、今後も増加傾向にあるものと予測されている。したがって、肺がんの予防はがん予防対策上重要な課題であり、その二次予防として、肺がんを早期に発見するために、肺がん検診を実施する。

(2) 検診の実施

検診項目は、問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とする。喀痰細胞診は、 問診の結果、医師が必要と認める者に対して行う。

ア問診

問診に当たっては、喫煙歴及び血痰の有無は必ず聴取し、かつ、過去の検診 受診状況等を聴取する。

イ 胸部エックス線検査

- 65歳未満を対象とする胸部エックス線検査は、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を撮影し、読影する。
- 65歳以上を対象とする胸部エックス線検査は、結核予防法(昭和26年法律第96号)第4条第3項に規定する定期の健康診断等において撮影された肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を用いた読影とする。

ウ 喀痰採取の方法

問診の結果、喀痰細胞診の対象とされた者に喀痰採取容器を配布し、喀痰を 採取する。喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の蓄痰又は3日の連 続採痰とする。

また、採取した喀痰(細胞)は、固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微 鏡下で観察する。

(3) 胸部エックス線写真の読影方法

胸部エックス線写真は、2名以上の医師(うち1名は、十分な経験を有する

こと)によって読影することとし、その結果に応じて過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影する。

(4) 喀痰細胞診の実施

ア 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。また、同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師によりスクリーニングする。

- イ 専門的検査機関は、細胞診の結果について、速やかに検査を依頼した者に対 し通知する。
- ウ 判定後の検体は、専門的検査機関において少なくとも3年間保存しなければ ならない。

(5) 結果の通知

検診の結果については、問診、胸部エックス線写真の読影の結果及び喀痰細 胞診の結果を総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定し、受診者に 速やかに通知する。

(6) 記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、胸部エックス線読 影及び喀痰細胞診の結果、精密検査の必要性の有無等を記録するものとする。 また、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、 医療機関における確定診断の結果、治療の状況等を記録するものとし、さらに、 精密検査の結果がんと診断された者については、必ず個人票を作成し、組織型、 臨床病期、治療の状況(切除の有無を含む。)等について記録するものとする。

(7) 受託実施機関

- ア 受託実施機関は、細胞診を他の細胞診検査センター等に依頼する場合、細胞 診検査機関の細胞診専門医や細胞検査士等の人員や設備等を十分に把握し、適 切な機関を選ばなければならない。
- イ 胸部エックス線写真や喀痰細胞診に係る検体及び検診結果は、少なくとも3 年間保存しなければならない。

ただし、65歳以上の対象者の胸部エックス線写真については結核健診の実施者において保存するものとする。

(8) 検診の実施体制

肺がん検診の実施に当たっては、精度管理等の検診の実施体制の整っている ことを要件とする。

(9) 肺がんの予防についての指導

喫煙の肺がん発生に対する寄与率は高く、一次予防としての喫煙等の指導及び肺がんに関する正しい知識等の啓発普及は極めて重要である。したがって、検診や肺がん予防健康教育等の場を利用するとともに、必要な者に対しては喫煙者個別健康教育を実施し、禁煙についての教育・指導を推進する。一方、若年層に対しても、積極的に禁煙及び防煙に関する指導並びに肺がんに関する正

しい知識等の啓発普及を図るよう努めるなど、防煙・禁煙・分煙にわたる、総合的なたばこ対策の推進を図るよう努める。

(略)

8 受診指導

(1) 目的

がん検診の結果「要精検」と判定された者について、医療機関への受診を指導することにより、的確な受診が確保されることを目的とする。

(2) 対象者 がん検診の結果「要精検」と判定された者

(3) 受診指導の実施

ア 指導の内容

がん検診の結果「要精検」と判定された者に対し、医療機関への受診を指導する。

イ 結果等の把握 医療機関との連携の下に、受診結果等について把握に努めること。

(4) 記録の整備

受診指導及びその後の受診状況の記録は、診査の記録に合わせて記録し、継続的な指導に役立てるものとする。

- 9 その他の事項については、「保健事業実施要領の全部改正について」の別添「保健事業実施要領」の第5健康診査等に準ずるものとする。
- 10 健康手帳にがん検診の記録に係るページを設ける場合にあっては、別添様式を標準的な様式例とする。
- 11 その他の留意事項 別紙のとおりとする。

がん検診実施上の留意事項

(略)

- 2 肺がん検診
 - (1) 喀痰細胞診の実施
 - ア 対象者

喀痰細胞診の対象者は、問診の結果、原則として

- (ア) 50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数)600以上の者(過去における喫煙者を含む。)
- (4) 6月以内に血痰のあった者

のいずれかに該当することが判明した者とする。

イ 喀痰採取の方法

喀痰細胞診の対象者に有効痰の採取方法を説明し、保存液の入った喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の蓄痰、又は3日の連続採痰とする。

採取した喀痰(細胞)の処理方法は、以下のとおりである。

- (ア) ホモジナイズ法又は蓄痰直接塗抹法により、2枚以上のスライドグラス に擦り合わせ式で塗抹する。塗抹面積はスライドグラス面の3分の2程度 とする。
- (4) 蓄痰直接塗抹法では粘血部、灰白色部等数箇所からピックアップし、擦り合わせ式で塗抹する。
- (ウ) パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。
- ウ 判定

喀痰細胞診の結果の判定は、「肺癌集団検診の手びき」(日本肺癌学会集団 検診委員会編)の「集団検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分」によ って行う。

(2) 胸部エックス線検査に用いる適格な写真

胸部エックス線検査に用いる肺がん検診に適格な胸部エックス線写真とは、肺尖、肺野外側縁、横隔膜、肋骨横隔膜などを十分に含むようなエックス線写真であって、適度な濃度とコントラスト及び良好な鮮鋭度をもち、縦隔陰影に重なった気管、主気管支の透亮像並びに心陰影及び横隔膜に重なった肺血管が観察できるものであり、かつ、次により撮影されたものとする。

- ア 間接撮影であって、100mmミラーカメラを用い、定格出力150kv以上の 撮影装置を用いた、120kv以上の管電圧による撮影
- イ 間接撮影であって、定格出力125kvの撮影装置を用い、110kv以上の管 電圧により、縦隔部の感度を肺野部に対して高めるため希土類(グラデーショ ン型) 蛍光板を用いた撮影

ウ 直接撮影であって、被験者一管球間の距離を 1.5 m以上 とし、定格出力 150 kv 以上の撮影装置を用い、原則として 120 kv (やむを得ない場合は $100 \sim 120 \text{ kv}$ でも可)の管電圧及び希土類システム(希土類増感紙及びオルソタイプフィルム)を用いた撮影

(3) 胸部エックス線写真の読影

胸部エックス線写真は、2名以上の医師によって読影し、それぞれの読影結果に基づき比較読影する。その方法は、次のとおりとする。

ア 二重読影

2名以上の医師が同時に又はそれぞれ独立して読影するものとするが、この うち1名は十分な経験を有すること。読影結果の判定は、「肺癌集団検診の手 びき」(日本肺癌学会集団検診委員会編)の「肺癌検診における胸部X線写真 の判定基準と指導区分」によって行う。

イ 比較読影

二重読影の結果、「肺癌集団検診の手びき」(日本肺癌学会集団検診委員会編)の「肺癌検診における胸部 X 線写真の判定基準と指導区分」の「d」及び「e」に該当するものについては比較読影を行う。比較読影は、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較しながら読影するもので、地域の実情に応じて次のいずれかの方法で行う。

- (7) 読影委員会等を設置して比較読影を行う方法
- (4) 二重読影を行った医師がそれぞれ比較読影を行う方法
- (ウ) 二重読影を行った医師のうち、指導的立場の医師が比較読影を行う方法 読影結果の判定は、「肺癌集団検診の手びき」(日本肺癌学会集団検診委員会 編)の「肺癌検診における胸部 X 線写真の判定基準と指導区分」によって行う。

(4) 指導区分等

指導区分は、「要精検」及び「精検不要」とし、それぞれ次の内容の指導を 行う。

ア 「要精検」と区分された者

医療機関において精密検査を受診するよう指導する。

イ 「精検不要」と区分された者

翌年の検診受診を勧めるとともに、禁煙等日常生活上の注意を促す。

なお、指導区分の決定及び精度管理等については、「肺癌集団検診の手びき」 (日本肺癌学会集団検診委員会編)等を参考にする。

また、胸部エックス線写真の読影の結果、結核等肺がん以外の疾患が考えられる者については、受診者に適切な指導を行うとともに、結核予防法第4条第3項に規定する定期の健康診断等の実施者又は医療機関に連絡する等の体制を整備する。

(5) 記録の整備

精密検査の結果がんと診断された者については必ず個人票を作成し、組織型、 臨床病期、治療の状況(切除の有無を含む。)等について記録する。

また、がんが否定された者についてもその後の経過を把握し、追跡すること

のできる体制を整備することが望ましい。

(6) 検診の実施体制

肺がん検診に必要な実施体制は、次のとおりである。

- ア 検診実施市町村の所在する都道府県に、成人病検診管理指導協議会肺がん部 会が設置されていること。
- イ 胸部エックス線写真の読影及び喀痰細胞診の両方が実施できる体制にあるこ と。
- ウ 一定の研修・講習等を受ける等胸部エックス線写真の読影に習熟した検診担 当医が確保されていること。
- エ 二重読影及び比較読影のための写真等の管理保管体制が整備されていること。
- オ エックス線検査受診者数(経年受診者再掲)、エックス線検査受診者中の高 危険群所属者数、採痰容器提出者数、要精検者数、精検受診者数及び発見原発 性肺がん患者数(「早期の肺がん」数及び切除数再掲)等について、性・年齢 5歳階級別に表章し、成人病検診管理指導協議会肺がん部会に報告される体制 にあること。
- カ その他精度管理に関する事項が適切に実施できること。
- (7) 肺がん検診に用いる胸部エックス線写真
 - 65歳以上の対象者の検診においては以下の点に留意すること。
 - ア 胸部エックス線写真は、結核予防法第10条に規定する健康診断に関する記録に準じ、結核健診の実施者において保存するものとし、肺がん検診の実施者から一時的利用の依頼があった場合には、迅速かつ円滑に応じられるようその管理体制を整備すること。
 - イ 結核健診の実施者が結核健診を他の機関に委託して行う場合にあっては、委 託契約締結に際して、胸部エックス線写真の保存及び肺がん検診の実施者から の一時的利用の依頼に対する便宜の供与等に支障の生じないよう所要の配慮を すること。
 - ウ 肺がん検診の実施者は、結核健診において撮影された胸部エックス線写真を 用いて肺がん検診を行うことを肺がん検診の受診者に周知せしめるとともに、 利用する胸部エックス線写真を損傷しないよう十分な注意をもって取り扱うも のとし、利用後は速やかに返却すること。なお、胸部エックス線写真の利用に 伴う胸部エックス線写真及び関連する記録の検索並びに運搬に係る費用につい ては、肺がん検診の実施者において負担すること。

(略)